

□70歳以上の方の場合(後期高齢者医療の方も含む)

- ① 1日～月末の月毎の計算となります。(食費や医療保険のきかない診断書は含まれません)
- ② 以下の表のように外来のみの場合と入院+外来の場合で自己負担限度額が異なります。病院、診療所、訪問診療、訪問看護など、かかった医療費のすべてを合算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。
- ③ 外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含まれます。
- ④ 払い戻しがある方には各医療保険より後日、通知があります。

(2)高額療養費限度額適用認定証(以下、限度額認定証)

限度額認定証を持っていると病院や薬局での支払いが一定の金額(自己負担額)にとどめられる制度です。



覚えておくこと

- ① 限度額認定証の申請をした月の初日から有効です。
- ② 病院等の窓口へ提示が必要です。忘れた場合は払い戻しとなります。**加入している各医療保険の窓口** ➔P96

高額療養費/自己負担限度額(1ヶ月分)				
区分	外来	外来+入院	1年間に4回以上あるとき4回目から	食事の標準負担額(1食)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	360円
一般	14,000円 (年間合計144,000円)	57,600円	/	360円
低所得者II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円		210円 (90日まで) 160円 (過去12カ月で91日以上)
低所得者I 住民税非課税世帯	8,000円	15,000円		100円

(2017年8月現在)

□70歳未満の方、70歳以上の非課税世帯の方

事前に加入する健康保険組合などに交付申請をしてください。病院・薬局などで「限度額認定証」を窓口へ提示してください。

□70歳以上75歳未満で非課税世帯等ではない方

事前の手続きは必要ありません。病院・薬局などで「高齢受給者証」を窓口へ提示してください。

□75歳以上で非課税世帯等ではない方

事前の手続きは必要ありません。病院・薬局などで「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

(3)標準負担額減額認定証

対象は70歳以上の非課税世帯(低所得I・II)の方のみです。入院時の食事費用の自己負担を減額する制度です。



覚えておくこと

- ① 限度額認定証と一緒に手続きします。あわせて1枚の認定証がもらえます。
- ② 申請した月の初日から有効です。
- ③ 申請を忘れたり、病院窓口への提示を忘れると、後日払い戻しがないので注意してください。**加入している各医療保険の窓口** ➔P96



コチラもCheck!

- ➔P96 「治療にかかる費用について」
- ➔P101 「公的助成・支援の仕組みを活用する」